

柏崎刈羽原子力発電所における管理区域からの搬出物品の  
取扱いに関する改善状況の報告について

平成16年 4月28日

東京電力株式会社

## 目 次

．はじめに	．．． 1
．指示事項並びに対応状況	
1．品質保証体制上の問題への対応状況	．．． 2
2．有用物の範囲明確化への対応状況	．．． 10
3．搬出モニタの運用方法改善への対応状況	．．． 11
．まとめ	．．． 12

### 【添付資料】

1．物品の分類及び管理区域から搬出した後の取扱い	．．．( - 1 - ( 1 ) 関連)
2．搬出物品確認申請書・確認書	．．．( - 1 - ( 3 ) 関連)
3．汚染物品管理票	．．．( - 1 - ( 4 ) 関連)
4．汚染物品管理票運用フロー	．．．( - 1 - ( 4 ) 関連)

## ．はじめに

昨年12月、柏崎刈羽原子力発電所の地元市民団体が同発電所の敷地外からコバルト60が検出されたと発表したことに端を発し、同発電所では、この発表内容について事実関係を調査し、本年2月6日に調査結果に関する報告書(「管理区域からの搬出物品に関する調査結果」)を公表致しました。報告書では、いずれの物品搬出に際しても、発電所の搬出基準に従って厳重な測定を行い、汚染された放射性廃棄物が管理区域外に持ち出されたことはないものの、有用品として搬出されたものの一部が再使用・再生利用されず、廃棄物として焼却あるいは埋設処理されていたことを確認し、発電所の品質マネジメントシステムに不十分な点があったことを報告しております。

本件については、本年2月20日より3週間にわたって実施された平成15年度第4回保安検査において、原子力安全・保安院より当該報告書に対する事実関係の確認が行われるとともに、廃棄物管理上の問題点について調査が行われました。その結果、本年3月12日に報告書(「柏崎刈羽原子力発電所における管理区域からの物品搬出状況」)がまとめられ、原子力安全・保安院としては、同発電所における管理区域からの物品搬出の状況に関しては法令上の問題はないが、品質保証体制について改善が必要との見解が出され、同日当社は原子力安全・保安院より、「柏崎刈羽原子力発電所における管理区域からの物品搬出状況に関する保安検査結果について」(平成16・03・11原院第3号,平成16年3月12日付け)にて、管理区域から搬出する物品の取扱いに関し改善の指示を受けました。

当社は、上記原子力安全・保安院の指示事項を受けて対応策を検討してまいりましたが、本報告書は、その対応状況をまとめたものです。

## ・指示事項並びに対応状況

### 1. 品質保証体制上の問題への対応状況

#### (1) “基本方針を示した文書の明確化”

##### 1) 指示事項

管理区域から搬出する物品の取扱いについて、基本方針が、様々な文書に分かれて記載されているため、社員及び協力企業に明確に伝えられているか疑問がある。本店及び発電所として、社員及び協力企業に対して、目指すべき品質目標を明文化して示し、徹底することが求められる。

##### 2) 改善の方針

これまで廃棄物は放射線管理区域(以下、「管理区域」という)から搬出しないということを基本方針としていましたが、一方で協力企業に対して物品の再使用や再生利用による放射性廃棄物の減量を強く要請するという、矛盾のある要求をしていたため、搬出物品の解釈が広くなりかつ曖昧になっていました。

今後は、分かり易さに主眼を置き、管理区域から出せる物品は汚染が検出されないものであること、このうち廃棄物となるものについては将来的に取扱いが明確になるまでの期間、構内に保管することとしました。

「放射線管理マニュアル[原子力] 共通事項」(以下、「放射線管理マニュアル(共通事項)」という)において、品質目標を織り込んだ基本方針を明確化するとともに、その基本方針とそれを達成するための基本事項及び具体的な手順、業務フローを「放射線管理マニュアル 別冊 - 3 管理区域から搬出しようとする物品の取扱いに関する業務管理(非汚染物品)」(以下、「放射線管理マニュアル(別冊 - 3)」という)に規定します。発電所では、それら基本方針、基本事項、手順等の周知・運用を図ってまいります。

##### 3) 具体的な改善内容

管理区域から搬出しようとする物品の取扱いに係る業務管理における基本方針は、以下のとおりとします。

- ・搬出しようとする物品(非汚染物品)は、表面の放射性物質の密度が法令に定める表面密度限度の1/10を超えないものであることはもとより、測定において放射性物質が検出されないものであることを確認してからでなければ搬出してはならない。

- ・ 物品表面の放射性物質の密度が法令に定める表面密度限度の 1/10 を超えるものはもとより、測定において放射性物質が検出されたものを搬出しようとする場合は、法令に定める運搬又は輸送に係る要求事項を遵守しなければならない。
- ・ 放射性廃棄物、新燃料及び使用済核燃料を搬出する場合には、それぞれ放射性廃棄物、新燃料及び使用済核燃料としての管理を行わなければならない。

管理区域外への移動及び発電所外への運搬における物品の分類及び取扱いは添付 - 1 「物品の分類及び管理区域から搬出した後の取扱い」のとおりです。

上記基本方針を達成するための、管理区域から搬出しようとする物品の取扱い（非汚染物品）に係る業務管理における基本事項は以下のとおりとします。

- ・ 搬出後の取扱いに応じて物品を区分し、それぞれに対して搬出後の取扱いを明確にし、確実に実施すること。
- ・ 形状、性状等に応じて物品を分類し、汚染形態に応じた適切な測定方法を明確にし、確実に実施すること。
- ・ 搬出確認測定を行い、汚染が検出されない物品だけを搬出すること。汚染が検出された場合には、当該物品を搬出対象から除外し、適切な措置を実施し、その結果を確認し、誤って管理区域から持ち出されないようにすること。
- ・ 構内保管品として搬出する物品に対して、搬出先が妥当であることを確認し、搬出後確実に保管されていることを確認し、誤って発電所構外へ持ち出されないようにすること。

上記基本方針、基本事項並びに具体的な手順、業務フローについては「放射線管理マニュアル（共通事項）」及び「放射線管理マニュアル（別冊 - 3）」に明記します。

上記内容の内協力企業に周知すべき事項については、放射線管理仕様書に明記することにより周知し、説明会を開催するとともに、定期的に行われる放射線管理責任者連絡会、保守連絡会、作業班長反復教育等で徹底します。

## (2) “品質マネジメントシステムの構築”

### 1) 指示事項

管理区域からの搬出管理が、放射線管理担当部門に任せられ、しかも実質的な管理が委託・請負会社に委ねられているが、管理区域から搬出される物品については、当該物品を使用した工事等の内容、使用方法、使用環境等に応じて、管理されるべきものであり、発電所全体の業務プロセス、業務管理プロセスを立案、計画し、評価、改善がなされるべきである。このため、発電所全体として、体系的な品質マネジメントシステムを構築することが必要である。

### 2) 改善の方針

一昨年以來、品質マネジメントシステムの文書体系の全面的見直しや、品質保証規程の全面的な改善に取り組んできたところでありま

す。  
管理区域からの物品搬出については、業務プロセスや業務管理プロセスの要求事項が不明確であったため、物品搬出業務に対する評価改善がなされていませんでした。

このため、品質マネジメント文書に物品搬出の業務プロセスの要求事項と、その管理を明記し、業務プロセス及び業務管理プロセスが適切かつ有効に現場で運用されているかその状況を評価し改善していきます。

### 3) 具体的な改善内容

物品搬出業務プロセスに対して、以下P D C Aサイクルが円滑に回るよう的確に実施し改善を図ります。

【P】;基本方針を確実に運用していくために、物品搬出業務に対する要求事項や具体的手順を以下の通り明確にし、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に反映します。

非汚染物品の分類明確化及び周知

管理区域からの搬出対象となる非汚染物品の分類及びそれらの定義を新たに明確にし、社員及び各協力企業に周知する。  
管理区域から搬出しようとする物品の搬出計画の立案

工事所管グループは、に基づき物品を搬出しようとする者(以下、申請者という)に対し、搬出しようとする物品に対する計画(計画には新たに再使用品であるか構内保管品であるかの区分、搬出物品の所有者、搬出先、使用場所、汚染形態及び測定方法の記載を加えた)を立案し、事前測定を実施し、搬出

要件を満たしていることを確認した上で、搬出物品確認申請を行うよう指示する。工事所管グループが申請者の計画した搬出物品確認申請が適切であることの確認をした後、放射線管理グループは搬出物品確認申請の審査を行う。

#### 搬出確認測定及び搬出確認の実施

放射線管理グループは受理した申請を基に搬出確認測定を実施する。また測定結果を含めた搬出に必要な要件が満たされていることを新たに実施する現場立会いにより確認し、疑義があるものについては工事所管グループに確認を求める。

#### 構内保管品の搬出先実績確認

工事所管グループは、構内保管品について管理区域からの搬出先の報告を受け、あらかじめ指定した搬出先に搬出されたことを確認する運用に改める。

#### 構内保管管理

構内保管場所を管理するグループは、構内保管品の引渡しを受け、構内保管を行い、その実績を記録し、確実に構内保管を実施する。また、申請者が構内保管を行う場合には、工事所管グループは保管管理にかかる要求事項を申請者に明示し、構内保管実績が要求事項を満たしていることを定期的に確認する。

#### 搬出確認測定において汚染が検出された場合の措置

工事所管グループ及び申請者は、汚染が発生した原因究明、再発防止対策を立案し、放射線管理グループの確認を受け、さらに措置実施後に工事所管グループが実績を確認し、放射線管理グループに報告する運用に改める。

- 【D】;【P】で定められた手順通り実施する。また、上記のうち協力企業が実施する事項については、放射線管理仕様書等に明記し、遵守させる措置を講じます。
- 【C】;現場での履行状況の確認、現場の意見聴取などの方法により、業務プロセスと業務管理プロセスの有効性について確認し、評価します。
- 【A】;定期的に「放射線管理マニュアル(別冊-3)」を見直し、基本方針に基づく品質マネジメントシステムを継続的に改善するように努めます。

### (3) “工事担当部門が関与する体制の構築”

#### 1) 指示事項

搬出物品の使用場所、搬出後の用途等の管理については、それを用いた工事担当部門が責任を負うべきであるが、物品搬出確認依頼票の記入は、工事等請負会社が行い、東京電力の工事担当部門が実質的なチェックを行っていない。工事担当部門が責任を持って、物品の使用履歴、搬出後の管理を行うように、体制を改めることが必要である。

#### 2) 改善の方針

工事所管グループは、申請者より申請された「搬出物品確認申請書・確認書」に記載される物品について、物品名と数量を確認するとどまっておらず、使用場所、使用履歴、搬出後の管理を行っていませんでした。今後は、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に物品搬出に関する工事所管グループの責任を明示し、工事所管グループの関与を強化する体制に改善していきます。

#### 3) 具体的な改善内容

従来、搬出物品について、作業件名、品目、員数の情報しか記載されていなかった「搬出物品確認申請書・確認書」の見直しを行い、搬出される物品が再使用品であるか構内保管品であるかの区分、搬出物品の所有者、搬出先、使用場所、汚染形態及び測定方法、事前測定記録等についても把握できるようにします。(添付-2「搬出物品確認申請書・確認書」参照。)

工事所管グループは、協力企業所有の再使用品を除く搬出物品については、搬出に先立って、搬出先を申請者に指示します。

工事所管グループは、申請者が搬出する物品が所管の工事等によって発生したものであり、再使用品であるか構内保管品であるかの区分、搬出物品の所有者、搬出先、使用場所、汚染形態及び測定方法、事前測定結果等が記載されていることを「搬出物品確認申請書・確認書」により搬出前に確認します。

再使用品については、放射線管理グループが搬出時に外観観察等を実施し、その際、再使用することに疑義が生じた場合、工事所管グループは立会確認を行うこととします。

工事所管グループは、構内保管品について管理区域からの搬出先の報告を受け、あらかじめ指定した搬出先に搬出されたことを確認します。

構内保管品については、不用意な発電所構外への搬出などが生じな



いよう構内保管場所を管理するグループは、構内保管品の引渡しを受け、構内保管を行い、その実績を記録し確実に構内保管を実施します。また、申請者が構内保管を行う場合には、工事所管グループは保管管理にかかる要求事項を申請者に明示し、構内保管実績が要求事項を満たしていることを定期的に確認します。

上記の内容は、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に明記し、工事所管部門の責任を明確にします。なお、については「調達管理マニュアル」に記載します。

また、上記内容の内協力企業に周知すべき事項については、放射線管理仕様書に明記することにより周知し、説明会を開催するとともに、定期的に行われる放射線管理責任者連絡会、保守連絡会、作業班長反復教育等で徹底します。

#### (4) “ 汚染検出時の対応の明確化 ”

##### 1) 指示事項

汚染が検出された場合、汚染発生報告書に措置記録を残すことになっているが、検出された汚染の状況、その後の措置が簡単に記載されているだけである。汚染が検出された場合、原因の特定、汚染が検出された物の処置、当該物品を使用した工事等の担当部門への連絡、これらの措置の記録等、事後にとるべき措置を文書により明確化する必要がある。

##### 2) 改善の方針

搬出確認測定にて汚染が確認された物品の措置については、物品に汚染が認められた事実について記録を残し、現場においても識別を確実に実施していたものの、汚染物品に対し付番管理を行うなどの追跡調査可能な管理がなされていませんでした。

今後は、搬出確認測定にて汚染が確認された場合、原因究明や汚染が検出された物が最終的にどのように措置されたかの確認等、一連の管理を見直し、新たに改定した「汚染物品管理票」により管理する運用に改善いたします。また、これらの内容を「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に記載します。

##### 3) 具体的な改善内容

汚染が確認された場合の管理を以下のように改善し、「放射線管理マ

ニユアル(別冊 - 3)」に記載します。(添付 - 3 「汚染物品管理票」、添付 - 4 「汚染物品管理票運用フロー」参照。)

- ・放射線管理グループは、搬出確認測定にて物品に汚染が確認された場合、「汚染物品管理票」を発行するとともに、汚染物品整理番号を付した識別管理を行います。
- ・放射線管理グループは、「汚染物品管理票」により、工事所管グループに原因の究明及び再発防止対策の立案を求めます。
- ・工事所管グループは、申請者とともに原因を究明し、再発防止対策を立案します。
- ・放射線管理グループは、「汚染物品管理票」により原因及び再発防止対策を確認します。
- ・工事所管グループは、申請者が実施した汚染物品に対する措置を「汚染物品管理票」で確認し、放射線管理グループに報告します。
- ・放射線管理グループは、「汚染物品管理票」により汚染物品に対する必要な措置が完了したことを確認し、その記録を維持します。

#### (5) “適切な調達管理の仕組みの構築”

##### 1) 指示事項

搬出業務、放射線測定業務、搬出入管理業務がそれぞれ委託・請負されているが、委託・請負先による業務実施状況及び結果について、発注元である東京電力が責任を持って確認する仕組みができていない。特に搬出業務に関しては、発注元である東京電力の工事担当部門は、実質的に請負会社に任せている状況である。また、放射線測定業務については、測定員の力量や資格に係る要求水準を示すべきであるが、東京電力は、要求水準を定めておらず、委託先が自主的に行う研修に依存している。委託・請負業務について、委託・請負先への要求事項の明確化及び委託・請負先の業務内容について、法的な責任を有する事業者が確実に実施状況を確認することができる仕組みを構築することが必要である。

##### 2) 改善の方針

請負工事では、機器の立会検査および記録確認等により工事の成果を確認しており、搬出業務については工事請負会社に実質的な管理業務を任せておりました。放射線測定業務、搬出入管理業務については、委託先に対して測定員の力量や資格などについての要求事項および測

定手順などを明確に指示しておらず、委託先の作成した手順による研修に委ねておりました。

今後の委託・請負の発注に当たっては、「調達管理マニュアル」に基づく仕様書において、委託先の要員に必要な要件等の要求事項を定め、現場において要求事項の実施状況について確認します。

### 3) 具体的な改善内容

工事所管グループの関わりについては、「(3) “工事担当部門が関与する体制の構築”」を参照。

放射線管理グループは、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」の調達管理に基づき、搬出確認測定手順を定め仕様書にて委託先に指示します。

放射線管理グループは、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」の調達管理に基づき、委託先の要員に必要な要件(「放射線取扱主任者免状を有する者」、「放射線管理に関する専門教育機関の講習を受講した者」など当該業務に必要な知識・技能を有すること)を定め、仕様書にて委託先に指示するとともに、委託先の要員の資格要件を確認することにより、仕様書の要求事項を満たしていることを確認します。また、放射線管理グループは、委託先が委託された業務を遂行する上で必要な教育を計画・実施・報告することを仕様書に明記し、実施状況を確認します。

放射線管理グループは、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」の調達管理に基づき、委託搬出確認測定員及び委託保安監視員の業務遂行状況を業務管理の一環として現場で確認し、その結果を記録します。

## 2. 有用物の範囲明確化への対応状況

### 1) 指示事項

管理区域からの搬出物品の取扱いに関し、有用物として搬出できるものの範囲を明確にして、協力会社も含めて周知徹底すること。

### 2) 改善の方針

これまで搬出物品について、廃棄するものは搬出しないといった漠然とした決まりと、搬出可能物品の簡単なリストにより運用しており、また、社内及び協力企業への周知も不十分でした。今後は、分かり易さに主眼を置き、管理区域から出せる物品は汚染が検出されないものであること、このうち廃棄物となるものについては将来的に取扱いが明確になるまでの期間、構内に保管することとしました。この運用を確実にするため、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」において、管理区域から搬出する物品を再使用品、構内保管品として定義を示すとともに、各々の物品の取扱いを明確にします。

### 3) 具体的な改善内容

「放射線管理マニュアル(別冊-3)」において非汚染物品として管理区域から搬出できる再使用品、構内保管品の定義を以下の通り定めます。

- ・再使用品とは、管理区域から搬出された後、そのまま又は修理等の措置を講じて継続的に使用しようとする非汚染物品をいう。
- ・構内保管品とは、管理区域から搬出された後、発電所構内で保管する、再使用品を除くすべての非汚染物品をいう。

管理区域から構内保管品として搬出する物品について、確実に構内保管物品置場に持ち込まれるシステムを構築し、「放射線管理マニュアル(別冊-3)」に明記します。

上記内容の内協力企業に周知すべき事項については、放射線管理仕様書に明記することにより周知し、説明会を開催するとともに、定期的に行われる放射線管理責任者連絡会、保守連絡会、作業班長反復教育等で徹底します。

### 3. 搬出モニタの運用方法改善への対応状況

#### 1) 指示事項

汚染の有無の確認をより適切な方法で行うために、明らかに再利用されることが確実と認められるもの以外は、搬出モニタによる測定のみで搬出しないよう、運用方法を改めること。

#### 2) 改善の方針

従来、物品搬出モニタによる搬出確認測定は、再使用品のみならず実態としては、再生利用品等に対しても行っていました。当面の措置として物品搬出モニタによる測定は、再使用品の中からさらに品目を限定して搬出確認測定を行う運用に改めました。

#### 3) 具体的な改善内容

再使用品のうち、物品搬出モニタを使用して測定する物品を、当面の間、限定しました。限定した物品とは、形状が一定であり、表面汚染性の物であり、足場パイプ、ビデ足場、足場板、ベニア板、プラスチック板（各種表示板等）、不燃シートの6品目です。

（平成16年4月19日より運用開始。その他の物品については、全てGM汚染サーベイメータにて測定。）

工事所管グループが現場にて上記6品目であることを確認することとしました。

上記内容について、各企業に対し説明会を行い周知しました。

・まとめ

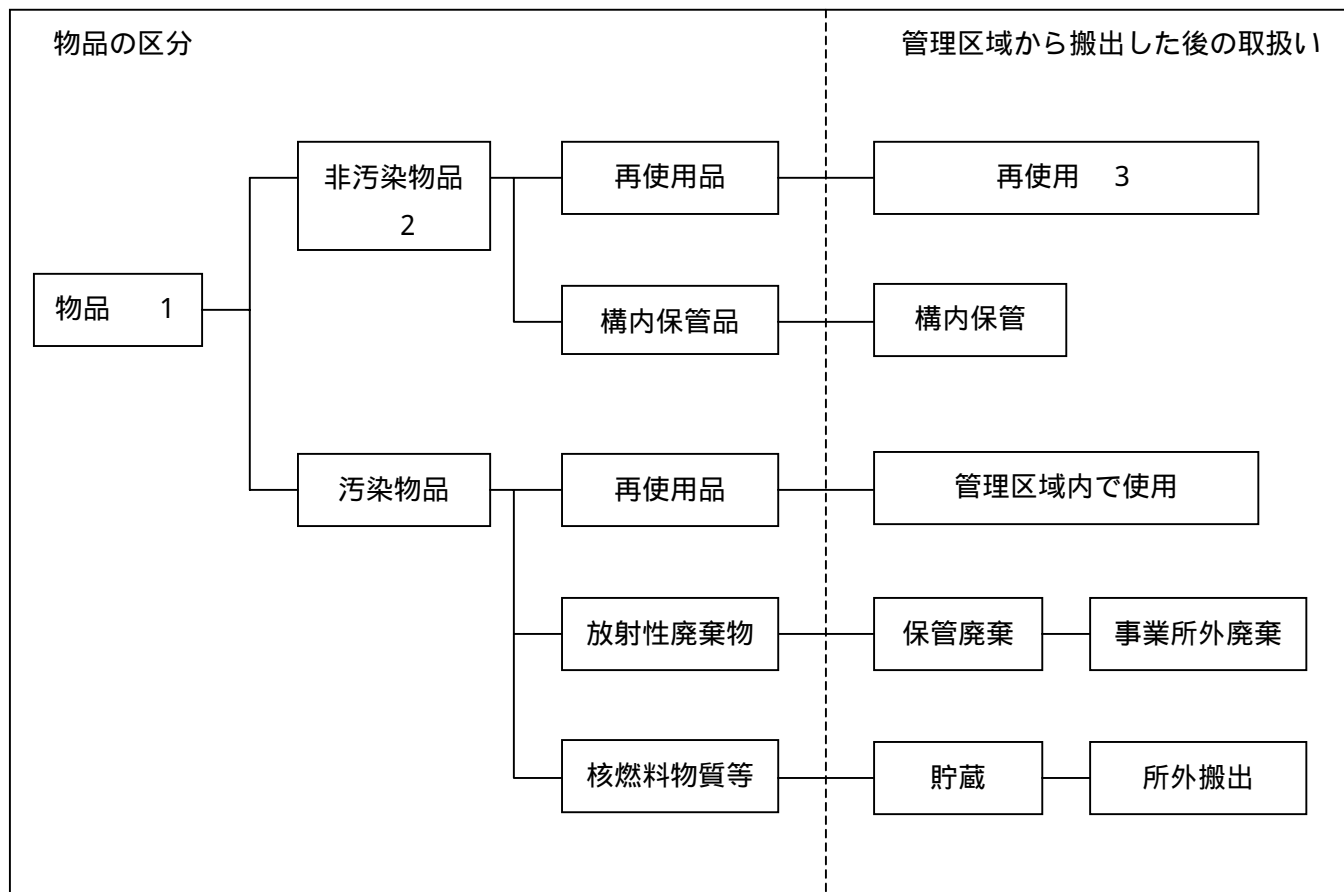
本報告書に取りまとめた対応状況については、現在その実施に向けて準備を進めているものもありますが、早急な実現に向けて努力してまいります。

当社は柏崎刈羽原子力発電所の物品搬出業務における不的確な取扱いが、十分な品質マネジメントシステムが構築されていないことに根本原因があると認識しており、今後ともこれを契機に物品搬出に係る業務管理のあり方にとどめず、品質マネジメントシステムの再構築と、セルフアセスメント等に基づきその継続的改善に取り組んで行くこととします。

なお、本報告書は柏崎刈羽原子力発電所の物品搬出業務について、まとめたものでありますが、当社他発電所にも水平展開を図っていくこととします。

以 上

## 物品の分類及び管理区域から搬出した後の取扱い



- 1 可燃物・難燃物については、再使用しない場合には、汚染の有無にかかわらず原則として放射性廃棄物として取扱う。
- 2 搬出確認測定で汚染が検出された場合には、除染をして非汚染物とするか、又は、汚染物品として取扱う。
- 3 非汚染物品の再使用は、構内外を問わない。

搬出実績確認（作業所管 G）

GM	メンバー

作業所管 G

平成 年 月 日

搬出物品確認申請書・確認書（A）1 /

		整理番号			
作業件名				取扱区分	再使用 構内保管 所有者区分 東京電力 東電以外
搬出実施責任者	印			担当者	連絡先 TEL : (保安) (外線)
作業所管 G				監理員	印 連絡先
搬出（確認）日時	希望		予定		実績
	平成 年 月 日 時 分 ~	平成 年 月 日 時 分 ~	平成 年 月 日 時 分 ~	平成 年 月 日 時 分 ~	平成 年 月 日 時 分 ~
搬出（確認）場所	希望		予定		実績
	号機 建屋 エリア	号機 建屋 エリア	号機 建屋 エリア	号機 建屋 エリア	号機 建屋 エリア
搬出先（予定）					
搬出先（実績）					

1. 使用測定器

事前測定						
No.	測定器	時定数又は測定時間 (s)	BG (cpm 又は μSv/h)	換算定数 (Bq/cm <sup>2</sup> · cpm)	検出限界値 (Bq/cm <sup>2</sup> )	判定基準
						検出限界値 又は BG

確認測定						
No.	測定器	時定数又は測定時間 (s)	BG (cpm 又は μSv/h)	換算定数 (Bq/cm <sup>2</sup> · cpm)	検出限界値 (Bq/cm <sup>2</sup> )	判定基準
						検出限界値 又は BG

- 注)・搬出先 No.とは、表紙の搬出先番号をいう。  
 ・区域区分欄とは、使用場所の区域区分 (B1, B2, C, D) をいう。  
 ・(形態欄) 表面汚染が懸念されるもの = 「表」、放射化汚染が懸念されるもの = 「放」、内部汚染が懸念されるもの = 「内」、浸透汚染が懸念されるもの = 「浸」  
 ・(測定方法欄) B1 区域以外の発成品目について行う事前測定方法について、各形態毎の測定方法は、表-1 による。B1 区域発成品目について事前測定を省略している場合には、当該欄に「 」が記入されている。  
 ・核種分析の実施を行っていない場合には、当該欄に「 」が入っている。B1 区域からの発成品目について測定を省略する場合には、当該欄に「 」が記入されている。  
 ・測定器 No.とは、「1. 使用測定器」表の測定器番号をいう。



搬出物品確認申請書・確認書 ( A ) /

2. 測定結果

		保安監視員				放射線管理 G 員				整理番号									
No	物品名	搬出先 No	使用場所		形態区分	数量	単位	事前測定記録				確認測定記録				確認数量	搬出可否	搬出先実績 No	備考
								測定日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分			測定日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分						
			測定者					測定者											
			測定方法	測定器 No				表面汚染密度 (Bq/cm2)	線量当量率 (µSv/h)	核種分析 No.	測定方法	追加測定方法	測定器 No	表面汚染密度 (Bq/cm2)	線量当量率 (µSv/h)				
場所名	区域区分																		
1					放内			ス直				ス直	ス直						
2					放内			ス直				ス直	ス直						
3					放内			ス直				ス直	ス直						
4					放内			ス直				ス直	ス直						
5					放内			ス直				ス直	ス直						
6					放内			ス直				ス直	ス直						
7					放内			ス直				ス直	ス直						
8					放内			ス直				ス直	ス直						
9					放内			ス直				ス直	ス直						
10					放内			ス直				ス直	ス直						
11					放内			ス直				ス直	ス直						
12					放内			ス直				ス直	ス直						
13					放内			ス直				ス直	ス直						
14					放内			ス直				ス直	ス直						
15					放内			ス直				ス直	ス直						

放射線管理 G	承認	審査	作成	作業所管 G	承認	審査	作成

(添付 - 3)

## 汚染物品管理票

## (1) 汚染の状況

整理番号				汚染物品整理番号					
発生日時	平成	年	月	日	時	分	発生場所	号機	
汚染物品名									
搬出責任者				担当者(連絡先)	( )				
作業件名				作業内容					
使用場所の汚染区分	B1・B2・C・D			物品所有者					
事前測定実施状況				作業所管 G, 監理員	G,				
中物・大物 搬出モニタ	測定値	cpm		測定値	cpm				
表面汚染密度 (スミア法)	測定値	cpm		測定器番号:	検出限界値 × 10 Bq/cm <sup>2</sup>				
	BG 値	cpm		換算定数:	× 10 Bq/cm <sup>2</sup> /cpm				
表面汚染密度 (直接法)	測定値	cpm		測定器番号:	検出限界値 × 10 Bq/cm <sup>2</sup>				
	BG 値	cpm		換算定数:	× 10 Bq/cm <sup>2</sup> /cpm				
線量当量率	測定値	μSv/h		測定器番号:					
	BG 値	μSv/h							
汚染確認時IA測定	汚染の有無		有	無	除染後確認測定	汚染の有無		有	無
測定者				放射線管理 G 現場立会者					

## (2) 原因・再発防止対策

汚染された物品が搬出確認測定対象となった原因					作業所管 G						
					確認者:						
再発防止対策	年	月	日	作成者:	所属:	年	月	日			
					放射線管理 G						
				確認者:							
				年	月	日	作成者:	所属:	年	月	日
エリア測定実施状況	搬出確認測定前仮置エリア(添付 )				汚染物品移動経路(添付 )						

実施した測定結果を添付すること。添付には汚染物品整理番号及び添付番号を記載すること。

## (3) 措置実績

措置実績	(1) 除染して後日搬出	搬出日:	年	月	日	搬出場所:	号機		
		整理番号:						物品名:	
		作業件名:							
		表示取外日:	年	月	日	取外者所属:	氏名:		
	(2) 管理区域内で保管・使用	保管・使用場所:	号機	建屋					
		表示取外日:	年	月	日	取外者所属:	氏名:		
	(3) 可燃物・難燃物として廃棄処理	管理区域内廃棄物移動実績:	年	月	日	時	分		
		作業件名:						移動先:	
	(4) 不燃廃棄物として移動	管理区域内廃棄物移動実績:	年	月	日	時	分		
		作業件名:						移動先:	
		表示取外日:	年	月	日	取外者所属:	氏名:		
	(5) ドラム詰め実施	作業件名:						ドラム缶番号:	
		ドラム詰作業実施日:	年	月	日	実施場所:			
		表示取外日:	年	月	日	取外者所属:	氏名:		

備考:

汚染物品管理票運用フロー

